



津地区

合併協議会だより 第11号

平成16年2月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



久居榊原風力発電施設（久居市榊原町）

ぶらり新市めぐり

久居



久居市は、「永久鎮居」の意味を込めて付けられた名前の由来のとおり、永く住んでみたくなる環境と人に優しいまちです。

市西部の青山高原には、24基の風車が稼働しており、その発電量は、一般家庭全世帯（約1万6,000世帯）の年間電気使用量を賄います。一帯は室生赤目青山国定公園に属し、眼下に伊勢平野、伊勢湾を望み、春はツツジ、秋にはススキが高原一面を覆います。

また、ふもとには日本三名泉の榊原温泉があり、多くの観光客が訪れています。

この風車群が、環境と共生し、活力ある交流都市のランドマークとして、さらに全国へ情報発信することが期待されています。

目次	1	ぶらり新市めぐり 久居	5	第16回津地区合併協議会での議事	10	お便りのご紹介
	2	第14回津地区合併協議会での議事	8	第16回津地区合併協議会での議事	11	合併協定項目 市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください
	3	第15回津地区合併協議会での議事	9	住民説明会での主なご意見・ご要望	12	最近の動き 協議会の開催予定 合併協議会を傍聴しましょう
	4	第15回津地区合併協議会での議事		津地区合併協議会委員		
		第16回津地区合併協議会での議事				

第14回津地区合併協議会での議事

11月20日、久居市総合福祉会館で第14回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、環境部会と教育文化部会の6分科会の事務事業調整方針について報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、財産の取扱いと各種事務事業の取扱いの中で指定金融機関や契約事務について協議しました。

また、新市まちづくり計画の修正原案では、新市での三重県事業が報告されました。

協議された事項と結果は次のとおりです。



進められる協定項目の確認

◆報告事項◆

議 題	結 果
①環境部会ごみ対策分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②環境部会ごみ収集分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③環境部会ごみ処理施設分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④教育文化部会生涯学習振興分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤教育文化部会スポーツ振興分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥教育文化部会文化振興分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①財産の取扱いについて	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて（その他－指定金融機関等）	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて（その他－契約事務） （協議事項③の一部内容については、緩和措置を設けることで確認）	③原案確認

協定項目 財産の取扱い

【公有財産等】

各市町村の公有財産等は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

各市町村の土地と建物などの公有財産、物品、債権は、すべて新市に引き継ぎますが、登記簿上、各市町村名義になっている山林などの中で、実体として地元自治会などが維持管理しているものは、現行どおり取り扱います。

【基金】

現在各市町村で設置している基金は、基本的に新市に引き継ぐことが確認されました。

財政調整基金、減債基金は、そのまま新市に引き継ぎます。

特定目的基金は、新市の事業に合わせて、類似するものなどは統合、整理する方向で調整し、新市に引き継ぎます。

協定項目 各種事務事業の取扱い（その他－指定金融機関等）

【指定金融機関の指定】

指定金融機関は、1市に1つとなることから、合併までに調整し、新市発足時に新たに指定することが確認されました。

協定項目 各種事務事業の取扱い（その他－契約事務）

【建設工事等の入札参加資格、業者選定など】

建設工事等の入札参加資格、業者選定などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

入札制度は、原則として全市域を対象とした制度とします。

なお、業種により設計金額2,500万円未満は、旧地域性を優先した地域公募型指名競争入札を導入しますが、当該設計金額に係る導入時期については緩和措置を設けます。

入札参加資格の最低要件は、原則として津市の例により調整します。

業者選定に関する基準は、原則として津市の基準を基に整理し、各市町村の各業種における登録状況と指



名状況などを的確に把握し、各業種の指名基準などの検討を行っていきます。

業者評価の基準は、津市の基準を基に整理し、統一しますが、工事成績や施工体制の点検に係る部分は、合併後一定期間経過後からの加味と

します。

【物品等に係る入札参加資格、業者選定など】

物品等に係る入札参加資格、業者選定などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

入札制度は、津市の基準を基に各

市町村の内容を整理し、統一します。

入札参加資格要件は、津市の例により調整します。

業者選定に関する基準は、津市の基準を基に、各市町村の業種登録状況と指名状況などを踏まえ、整理して統一します。

第15回津地区合併協議会での議事

12月4日、津市役所大会議室で第15回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、津地区合併協議会歳入歳出の中間監査と総務・企画部会、産業労働部会の3分科会の事務事業調整方針について報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、介護保険事業の取扱いと各種事務事業の取扱いの中で、ごみ対策関係や環境対策関係などの一部を協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①津地区合併協議会歳入歳出の中間監査について	①原案承認
②総務・企画部会広報分科会の事務事業調整方針について	②原案承認

議 題	結 果
③産業労働部会労政分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④産業労働部会水産分科会の事務事業調整方針について	④原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①介護保険事業の取扱いについて	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて（ごみ対策関係その2）	②原案確認（※一部継続協議）
③各種事務事業の取扱いについて（環境対策関係その2）	③原案確認
④各種事務事業の取扱いについて（文化振興関係）	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて（生涯学習関係その4）	⑤原案確認



介護保険事業の取扱い

【介護保険料賦課徴収事務】

介護保険料賦課徴収事務は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在の介護保険事業計画を現行のまま新市に引き継ぐことから、第1号被保険者の保険料は、不均一賦課とし、現行計画が終了する平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度からの3年間の計画を新市で策定し、新料金を調整します。

平成15年度の介護保険料第1号被保険者基準額

市町村名	月 額
津 市	3,334
久居市	2,897
河芸町	3,776
芸濃町	2,995
美里村	3,800
安濃町	3,020
香良洲町	2,840
一志町	2,840
白山町	2,840
美杉村	2,840

(単位：円)

行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整します。

ただし、収集ステーションの設置に係る補助金は、新市での一体性や公平性の観点から、自治会が管理するものを対象に、実績の範囲内で、事業費の3分の1、上限を15万円として、合併と同時に新たに制度を制定する方向で調整することが提案されていますが、継続して協議することになりました。

【ごみ処理施設操業に関する協定】

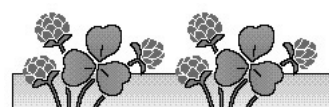
構成市町村内にある4つのごみ処理施設の操業に関する協定は、それぞれの施設設置の時の経緯があることから、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。



各種事務事業の取扱い (ごみ対策関係その2)

【家庭ごみの収集ステーションの設置、管理等】

家庭ごみ収集のステーションの設置方法、管理方法などは、新市に移





**各種事務事業の取扱い
(環境対策関係その2)**

【し尿処理業の許可（地域割）】

し尿処理業の許可（地域割）は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

し尿収集を確実に実施するため、従来の経緯を踏まえ、旧市町村単位（既に地域割が行われている場合は、更に分割をします。）で地域割を行う方向で調整します。

【し尿くみ取り手数料】

し尿くみ取り手数料の取扱いは、新市では条例で定めない方向で調整することが確認されました。

【合併処理浄化槽設置整備事業補助】

合併処理浄化槽設置整備事業補助は、国や県の補助基準を勘案し、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

ただし、美里村、美杉村の現行の村費上乘せ分は、当面の間（5年程度）継続します。

なお、事業所への補助は、合併と同時に廃止する方向で調整します。



**各種事務事業の取扱い
(文化振興関係)**

【文化団体の育成】

文化団体の育成は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

各種文化団体への補助は、補助金交付要綱を制定し、対象団体を規定します。

また、補助をする対象団体は、新市全域を対象区域とする文化活動団体の連合組織に支援を行っていく方向で調整します。

【指定文化財等の保護管理】

指定文化財等の保護管理は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

指定文化財への補助金は、補助効果を勘案し、補助基準や補助率などを設定し要綱を制定します。

民俗芸能伝承活動補助金などは、各市町村で差があることから、補助基準を見直し検討します。



**各種事務事業の取扱い
(生涯学習関係その4)**

【生涯学習スポーツ審議会】

各市町村にある公民館運営審議会とスポーツ振興審議会は見直し、合併と同時に生涯学習スポーツ審議会として一元化し、新たに制度を制定することが確認されました。

なお、生涯学習スポーツ審議会の中に公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会を設置します。

また、地区公民館の運営審議会は、公民館運営協議会とし、原則として公民館ごとに設置します。

【公民館施設の配置】

公民館施設の配置は、現行のまま新市に引く継ぐことが確認されました。

公民館の事務や在り方などは、新市で設置する生涯学習スポーツ審議会に諮り調整します。

また、各地域に中心となる公民館を位置付けることで調整します。



第16回津地区合併協議会での議事

12月18日、津市役所大会議室で第16回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、財務部会の5分科会の事務事業調整方針について報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、地域審議会の取扱いや事務組織及び機構の取扱い、また、各種事務事業の取扱いで広報広聴関係や保健衛生関係、高齢者福祉事業などの一部を協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①財務部会諸税分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②財務部会市民税分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③財務部会固定資産税分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④財務部会収税分科会の事務事業調整方針について	④原案承認

議 題	結 果
⑤財務部会競艇分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①地域審議会の取扱いについて	①原案確認
②条例、規則等の取扱いについて	②原案確認
③事務組織及び機構の取扱いについて	③原案確認
④一部事務組合の取扱いについて（その1）	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて（広報広聴関係）	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて（納税関係その2）	⑥原案確認
⑦各種事務事業の取扱いについて（保健衛生関係）	⑦原案確認
⑧各種事務事業の取扱いについて（高齢者福祉事業）	⑧原案確認
⑨各種事務事業の取扱いについて（その他の福祉関係）	⑨原案確認



地域審議会の取扱い

地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新市で設置すること、また、地域審議会の組織と運営などは別途協議することが確認されました。

なお、地域審議会の設置に関する協議（案）の概要は次のとおりです。

地域審議会の設置に関する協議（案）の概要

【設置】

住民の意見を新市の施策に反映

するため、合併前の市町村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を設置します。

【設置期間】

地域審議会の設置期間は、10年とします。

【所掌事務】

地域審議会は、新市の合併前の区域ごとに、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとします。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができるものとします。

【組織】

地域審議会は、委員10名以内で組織するものとします。

【委員】

委員は、当該区域に住所を有する者、または、当該区域内に存する事務所等に勤務する者の内から、市長が委嘱するものとします。

【任期】

委員の任期は、2年とします。

【庶務】

地域審議会の庶務は、新市の支所で行います。

地域審議会とは何ですか

地域審議会とは、合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるとの懸念があることから、新市の施策全般に関し、住民の意見を反映していくことができるように合併特例法で制度化された審議会です。

【合併特例法第5条の4】

- 1 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」

という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 第2項の協議については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。



条例、規則等の取扱い

新市の条例、規則等は、合併協議会で協議し、承認された各種事務事業等の調整内容により、合併と同時に、即時制定し施行させるもの、合併後、逐次制定し施行させるもの、合併後、旧市町村の区域に暫定的に施行させるものと大きく3つに分けて整備することが確認されました。



事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織と機構は、右記の新市における組織・機構の執行体制の調整方針を基本に、その趣旨に沿った組織・機構を構築すること、また、現在の市町村庁舎を支所として有効に活用することを基本とすることが確認されました。

新市における組織・機構の執行体制の調整方針

- (1) 行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。
- (2) 市民が行う身近な手続きなどの市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。
- (3) 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。
- (4) 組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。

する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。

- (5) 現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。
- (6) 常に組織・機構および運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。



また、新市の執行体制は、変化



一部事務組合等の取扱い (その1)

【一部事務組合・広域連合】

一部事務組合などの取り扱いは、下表のとおり確認されました。

【財産区】

久居市榊原財産区、芸濃町河内財産区、芸濃町椋本財産区、一志町波瀬財産区の4つの財産区は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。



一部事務組合等の取扱い

名 称	事 務 内 容	確 認 さ れ た 内 容
津地区広域行政事務組合	広域行政事務など	合併の日までに一部事務組合を解散する。
津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合	粗大ごみ処理など	合併の日の前日をもって一部事務組合等を解散し、新市において事務を行う。
津市ほか四箇町村衛生施設利用組合	し尿処理など	
中勢農業共済事務組合	農業共済事務など	
久居地区広域衛生施設組合	ごみ処理、し尿処理など	
久居地区広域消防組合	消防事務など	
安芸美地区清掃処理施設利用組合	ごみ処理など	
一志地区広域連合	介護保険事務など	
三重県自治会館組合	職員研修など	合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。ただし、新市において当該組合に加入するか今後検討する。
三重県市町村職員退職手当組合	退職手当支給事務など	合併の日の前日をもって一部事務組合を解散する。
一志社会福祉施設組合	養護老人ホーム施設管理など	
久居市ほか六箇町村競艇事業組合	モーターボート競走事務など	



各種事務事業の取扱い (広報広聴関係)

【ケーブルテレビの制作・放送】

ケーブルテレビの制作・放送は、合併と同時に新たに番組を制作し、新市全域に放送することが確認されました。

現在、4市町村で行政からの番組を放送していますが、放送内容も大きく異なることから、新市の行政番組としてのチャンネルを設定します。

番組の内容・放送形態は、現在実施している市町村の例を参考に調整しますが、合併後、当面は行政番組のみの制作、放送とし、コミュニティー番組については随時調整します。

また、一志町、白山町、美杉村の施設と設備は、現行のまま新市に引

き継ぎますが、合併後の維持管理経費などを考慮し、今後調整します。



各種事務事業の取扱い (納税関係その2)

【前納報奨金】

市町村民税、県民税、固定資産税、都市計画税の前納報奨金は、各市町村で交付基準が異なること、また既に制度を廃止しているところもあり、合併と同時に廃止の方向で調整することが確認されました。



各種事務事業の取扱い (保健衛生関係)

【健康診査】

健康診査は、新たに制度を制定することが確認されました。

新市での健康診査は、基本健康診

査と肝炎検診を集団健診、個別健診で行うこととし、対象者は、基本健康診査の集団健診については19歳以上、個別健診については40歳以上の希望者、肝炎検診は国の基準を準用します。

集団健診、個別健診とも新市で統一した内容、金額などで実施できるように調整します。

また、集団健診は、原則、現在各市町村で行っている場所で実施できるように調整します。

なお、個人負担額は、集団健診は、国基準の3割程度の範囲内、また、個別健診は、集団健診の個人負担額と同程度の割合を目安として、合併までに調整します。

骨密度と歯周病健診は、各地域で実施される健康教育で、各地域の実

情に応じて実施する方向で調整します。

【がん検診】

がん検診は、新たに制度を制定することが確認されました。

新市では、胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・肺がん検診を集団検診、個別検診で行うこととし、対象者は、原則40歳以上の希望者（ただし、子宮がん・乳がんは30歳以上の希望者）とします。

実施場所、実施回数、金額は、新市で統一できるよう調整を図ります。

個人負担額は、基本健康診査の集団健診個人負担額と同程度の割合を目安として、合併までに調整します。



新市における健康診査

	実施方法	対象者	実施内容・金額	個人負担額
基本健康診査	集団健診	19歳以上の希望者	新市で統一した内容、金額で専門業者へ委託	国基準の3割程度の範囲内
	個別健診	40歳以上の希望者	新市で統一した内容、金額で医療機関へ委託	集団健診個人負担額と同程度の割合
肝炎検診	集団健診	国基準を準用した対象者	新市で統一した内容、金額で専門業者へ委託	国基準の3割程度の範囲内
	個別健診		新市で統一した内容、金額で医療機関へ委託	集団健診個人負担額と同程度の割合
骨密度検診	各地域で実施される健康教育で、地域の実情に応じて実施			
歯周病検診				

協定項目 各種事務事業の取扱い（高齢者福祉関係）

【敬老祝金等事業】

敬老祝金等事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。



敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問を実施する方向で調整します。

祝金の対象者は、新市内に1年以上居住し、9月15日現在で、満80歳、90歳、100歳の節目を迎える人とし、祝金（または記念品）の額は、合併までに調整します。

長寿者訪問は、新市内最高齢者の男女各1人を訪問し、記念品を贈ります。

【緊急通報装置事業】

緊急通報装置事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

緊急通報装置は、一人暮らしの高齢者などへの安心確保、在宅生活を支援するために有効なことから、新市でも引き続き実施する方向で調整します。

なお、対象者には所得制限を設けますが、現在の利用者には、経過措置として継続して利用できる方向で調整します。

【老人クラブ助成事業】

老人クラブ助成事業は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

各種活動を実施している老人クラブへの補助金の交付は、津市の助成基準により算定する方向で調整します。



【はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業】

津市では、市内在住で4月1日現在70歳以上の人を対象に、はり・きゅう・マッサージの施術に対して助成をしていますが、合併と同時に津市の例により調整し、新市で助成していくことが確認されました。

はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業（津市の例）

対象者	市内在住で、4月1日現在70歳以上の人
事業内容	施術1回に対し、1,000円助成 年間6回を上限に助成券を交付

【紙おむつ等給付事業】

紙おむつなどの給付事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

紙おむつなどの給付は、現物給付とし、支給限度額を1カ月5,000円とする方向で調整します。

【高齢者訪問理美容サービス事業】

5市町で行われている在宅高齢者への訪問による理美容サービス事業は、合併と同時に久居市の例により調整し、新市で実施することが確認されました。

高齢者訪問理美容サービス事業（久居市の例）

対象者	介護保険要介護4または5で理髪店や美容院に向くことが困難な65歳以上の在宅高齢者
利用回数	原則3カ月に1回
利用者負担	事業者が定める調髪などにかかる理美容実費額
その他	サービスを受ける際、対象者の身体の移動や支えなどの身体介護に属する部分は、対象者の家族などが行う

【在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業】

7町村で行われている在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

対象者は、介護保険要介護4または5の在宅高齢者と身障手帳1、2級所持者とし、事業内容と利用料金は、河芸町の例により調整します。

在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業（河芸町の例）

事業内容	利用回数は年2回 在宅寝たきり高齢者などが使用する敷布団、掛布団、毛布を、1回につき各1枚を限度として、洗濯、乾燥、消毒のサービス
利用料金	費用の3割を利用者負担

【徘徊高齢者家族支援サービス事業】

3市町で行われている痴ほう性高齢者などを介護する家族への徘徊探索器の貸与サービスは、久居市の例

により調整し、新市で実施することが確認されました。

徘徊高齢者家族支援サービス事業（久居市の例）

利用料金	加入料金と徘徊探索器の本体、付属品は市が負担（ただし、位置情報提供料金と現場急行料金は利用者が負担）
委託先	民間業者

協定項目 各種事務事業の取扱い（その他の福祉関係）

【戦没者戦災犠牲者追悼式】

各市町村で開催されている戦没者戦災犠牲者追悼式は、合併と同時に新たに制度を制定し、新市で毎年開催する方向で調整することが確認されました。

【心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成】

心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成は、合併と同時に、県の補助事業対象者に加え、IQ50以下（療育手帳B中度）の人を助成対象（所得制限あり）とする方向で調整することが確認されました。

【乳幼児医療費助成】

乳幼児医療費助成は、合併と同時に、4歳未満の乳幼児を養育している保護者（所得制限あり）に対し、新市で助成を行うことで調整することが確認されました。



【一人親家庭等医療費助成】

一人親家庭等医療費助成は、合併と同時に、18歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、または、父母の

いない18歳未満の子（いずれも所得制限あり）に対し、新市で助成を行うことで調整することが確認されました。

【妊産婦医療費助成】

津市では妊産婦医療費助成として、妊娠5カ月以上の妊産婦に対し、医療機関で支払った医療費（保険診療分）の一部と妊産婦健康診査費の一部を助成していますが、新市では、合併と同時に津市の例により、助成を行うことで調整することが確認されました。



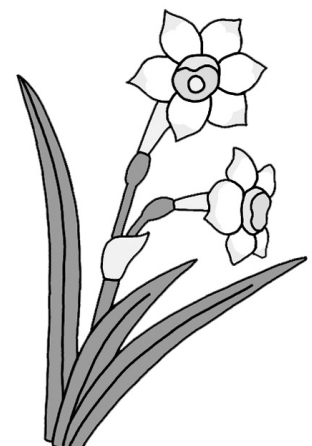
【精神障害者医療費助成】

3市町で行われている精神障害者医療費助成は、合併と同時に支給対象者や医療費の助成範囲などを統一して、新市で助成を行っていく方向で調整することが確認されました。

支給対象は、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者とし、対象者および保護者が新市に1年以上居住していること。

なお、所得制限を設け（心身障害者医療費助成制度基準を適用）、自己負担は、2分の1とします。

また、医療費の助成範囲は、3カ月以上の入院（精神疾患の治療に限る）のみとします。



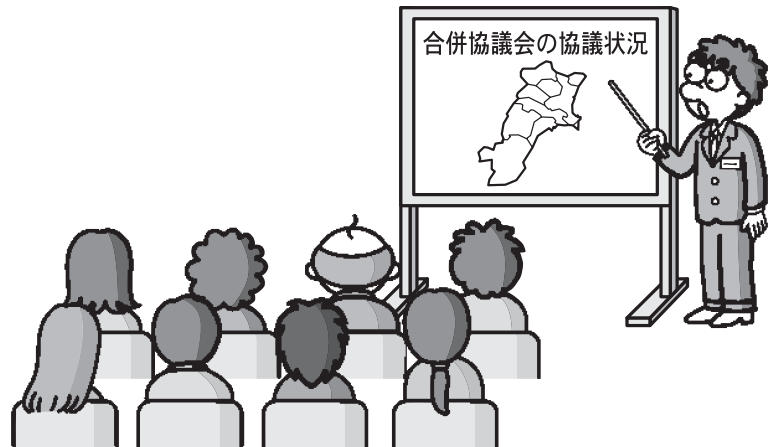
住民説明会での主なご意見とご要望

昨年12月に各市町村の主催で住民説明会や意見交換会が開催され、合併協議会での協議状況や新市のまちづくり計画の修正原案についてご説明しました。

各市町村合わせて約 1,400人の参加者があり、その中でたくさんのご質問や貴重なご意見などを頂きました。

主なご意見とご要望をご紹介します。

なお、詳しい内容はホームページでご覧いただけます。



- 各種申請などの手続きが合併によって不便になり、現在よりも住民サービスが低下することのないように調整してほしい。
- 合併については、総論では理解するが、各論になると心配な部分があり、大きく変わると困る。
- 新市での自治会の在り方は大変重要である。その位置付けなど、混乱のないように配慮願いたい。
- 合併しても小さな商店を見捨てることのないよう、商工会の役割も十分考えてほしい。
- 合併することに本質、特に国や地方財政の現状と将来の危機的状況を十分に住民に説明しなければならない。
- 事務事業の調整方針が「合併後3年程度」というあいまいな表現が多い。明確な目標を示してほしい。
- 自治会は各地域の意見を集約しているため、新市で設置する地域審議会と連携できれば良い。
- 学校給食は、予算面での問題もあると思うが、自校方式を継続してほしい。
- 合併後に、新市の議会議員が直ちに法定定数になると、地域の声十分に反映されるかどうか不安だ。
- 職員を削減する考えは良いと思うが、住民サービスが低下することがないようにしてほしい。
- 合併しても村営バスを存続してほしい。
- 自主防災活動の充実を含め、安全で安心して暮らせる都市の実現に向け、防災体制にさらに力を入れる必要がある。
- 県の中心として、人を呼び寄せられるような施設を活用した事業を活発に行ってほしい。
- 新市の議会議員は、法定定数の38人とすべきだ。
- 合併に関するシンポジウムを数多く開催し、住民への理解をさらに深めてほしい。
- 新市まちづくり計画では、新市として特徴的な施策を打ち出す必要があると考えており、合併によるメリットが目に見える形で表現してほしい。
- 新市では、地域の特色を生かすような施策が必要だ。
- 合併をしなかった場合のシミュレーションも含め、合併の是非を判断できるだけの資料を示してほしい。

津地区合併協議会委員

安濃町で町長選挙と町議会議員選挙が行われ、協議会委員に変更がありました。

市町村名	役職	氏名
安濃町	町長	海野武司
	議長	浅生吉平

お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・合併のための各種の協議をするに当たっては、各市町村の良い施策は新市に広げていくという基本的な考えのもとに行ってほしい。
 - ・新市の中心は津市になると思いますが、人の集まる場所が少ないことから、新市ではぜひ活性化に力を入れてほしい。
 - ・住民参加の行事やさまざまな補助金がありますが、本当に必要なものかどうか、回覧板などでアンケート調査を行ってほしい。
 - ・合併までに各市町村の住民同士が、お互いに交流する機会を設定してはどうか。
 - ・新市のまちづくりに係る経費は公平に分担すべきであり、都市計画税はすべての区域で課税すべきだ。
 - ・負担は低く、サービスは高くできれば最も良いことですが、財政は破綻する。住民は負担すべきものは負担して、将来にわたり継続できる財政状態にすることが必要だ。
 - ・新市にとって最も重要なことは、教育問題です。先進市となるように全力を尽くしてほしい。
 - ・議会の議員定数や任期、一般職や特別職の身分の取り扱いなどの財源の大きい重要項目が先送りになっているようだが、財政が成り立って初めて合併のメリットがあると思う。最優先課題として早く協議すべきだ。
 - ・公園や道路などへのごみのポイ捨てなどを罰する条例を作って、新市ではきれいなまちづくりをしてほしい。
 - ・合併によるメリットばかりを前面に出すのではなく、デメリットも包み隠さず出して、いかにデメリットを補っていくのかを議論する必要があるのではないか。
 - ・合併協議会を傍聴しましたが、新市全体をイメージした建設的な意見が少ないと感じた。
 - ・地域による格差をなくし、合併によって住みやすくなる市になってほしい。
- ※ 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成15年11月1日から12月末日到着分まで(件)〉

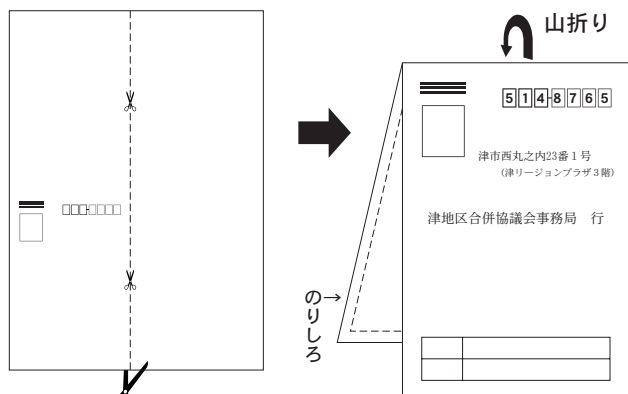
市町村名	お便り 件数	男	女	不明	29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳 以上	不明
津市	44	31	13	—	—	8	7	6	12	8	1	2
久居市	39	17	10	12	—	3	11	2	5	4	1	13
河芸町	9	5	1	3	—	1	1	—	3	—	1	3
芸濃町	5	4	1	—	—	2	—	1	—	1	—	1
美里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安濃町	2	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—
香良洲町	2	1	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—
一志町	6	6	—	—	—	2	1	2	1	—	—	—
白山町	8	6	2	—	—	1	—	1	1	3	2	—
美杉村	6	6	—	—	—	—	2	3	1	—	—	—
不明	8	1	—	7	—	1	—	—	—	—	—	7
合計	129	78	29	22	0	18	22	17	25	16	5	26
平成15年4月 分からの合計	689	417	212	60	8	63	79	111	176	142	15	95

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)



差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効
●切手不要

5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 平成15年12月 4日 第15回津地区合併協議会を開催
18日 第16回津地区合併協議会を開催
21日 芸濃町のクリスマスイベントで啓発活動を実施
- 平成16年1月 16日 第17回津地区合併協議会を開催
2月 1日 合併協議会だより第11号を発行

協議会の開催予定

- 第18回津地区合併協議会
と き 2月4日(水)、午後1時～
と ころ 津市役所大会議室A (8階)
- 第19回津地区合併協議会
と き 2月19日(木)、午後1時～
と ころ 芸濃町総合文化センター 町民ホール

合併協議会を

傍聴しましょう

津地区合併協議会では、協議会を公開で行っています。会場に傍聴席を設けていますので、受付でお申し出ください。

なお、合併協議会に提出された資料は、合併協議会事務局および構成市町村の合併担当部課やホームページで閲覧できます。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>